

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用するこどもの保育料を**無償化**しています。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもも対象になります。

認可外保育施設等を利用するこどもについて

- 幼稚園、認可保育所又は認定こども園に在籍していないこどもや地域型保育又は企業主導型保育事業を利用していないこどもの**認可外保育施設等の利用料を一定の範囲で無償化**します。
 - 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したこどもから就学前までのこども **月額3.7万円まで無償化**
 - 市町村民税非課税世帯の場合で0歳のこどもから満3歳に達する日以後最初の3月31日までのこども **月額4.2万円まで無償化**
- 無償化の対象となるためには、「**施設等利用給付2号認定又は3号認定（※裏面参照）**」を受ける必要がありますので、**市に施設等利用給付認定の申請**をしてください。

(注1)原則として、市に直接申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の入所要件と同等になります。詳しくは裏面を御覧ください。
(注2)院内保育所に在籍している場合は、施設を経由して市に申請できる場合がありますので、在籍する施設に御確認ください。
- 教材費、行事参加費、給食費などは、**無償化後も引き続き保護者負担**となります。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援（ファミリー・ホールセンター）事業が対象**となります。
 - 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等をいいます。
 - ただし、対象施設等の所在地の市町村において、当該対象施設等に求められる基準を満たしていることが確認できたもののみが無償化の対象となります。

※ 企業主導型保育事業を利用するこどもについては、標準的な保育料が無償化となります。詳しくは在籍する施設にお問い合わせください。

問い合わせ先：松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

TEL:0852-55-5312

認可外保育施設等を利用するこどもの施設等利用給付認定について

- 認可保育所の入所要件と同様に、共働き家庭など保護者（父母）のいずれにも保育を必要とする事由があり、こどもが**家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合は、施設等利用給付2号認定又は3号認定をします。**

なお、保育を必要とする事由がなくなった場合は、施設等利用給付1号認定に変更、又は認定の取消しとなります。

●施設等利用給付2号認定

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

●施設等利用給付3号認定

0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの。

●施設等利用給付1号認定

満3歳以上の就学前のこどもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難でないもの。

保育を必要とする主な事由

就 労	1月当たり48時間以上労働することを常態としている。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。
疾 病 ・ 障 が い	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている。
介 護 ・ 看 護	同居親族(長期入院を含む。)を常時介護又は看護している。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
就 職 活 動	就職活動を継続的に行っている。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練などを受けている。
児 童 虐 待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある。
D V	配偶者からの暴力によりこどもの保育を行うことが困難である。

(注) 保育を必要とする事由により施設等利用給付認定の有効期間は異なります。

問い合わせ先：松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

TEL:0852-55-5312